

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

- 児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
..... (子ども子育て支援課) 51
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (水産経営課) 51

告 示

- 学校法人が行うことのできる収益事業の種類の一部改正..... (学事課) 51
- 網走国定公園に関する公園事業の一部変更..... (生物多様性保全課) 52
- 道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課) 52
- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... (漁業管理課) 52
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課) 52
- 道路の供用の開始..... (維持管理防災課) 53
- 土砂災害警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 53
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 53
- 海岸保全区域の指定の一部改正..... (維持管理防災課) 53
- 北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正..... (調達課) 56

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件) 56

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 57

規 則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第93号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律施行細則（平成13年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「第13条」を「第13条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(11) 法第13条第2項の規定による児童虐待を受けた児童の保護者に対する助言に関すること。

(12) 法第13条第3項の規定による同条第2項の助言に係る事務の委託に関すること。

別記第2号様式裏中「前条第1項の規定による出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「、又はその」に改める。

附 則

- この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の児童虐待の防止等に関する法律施行細則別記第2号様式による証票は、この規則による改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行細則別記第2号様式による証票とみなす。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第94号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.8パーセント」を「年0.85パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成28年8月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第579号

平成21年北海道告示第140号（学校法人が行うことのできる収益事業の種類）の一部を次のように改正する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

2の事項中「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）」を「日本標準産業分類

(平成25年総務省告示第405号)」に改める。

北海道告示第580号

自然公園法（昭和33年法律第161号）第9条第2項の規定により、網走国定公園に関する公園事業の一部を変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、その概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園事業の位置を表示した図面は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課及び北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 公園事業の名称及び種類

- 天都山園地
- 天都山展望施設

2 区 域

- 網走市（天都山）
- 網走市（天都山）

北海道告示第581号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日
富 岡	中山間地域総合整備（農業用排水施設）	平成28. 1.20
同	（区画整理）	同 27.10.29
同	（客土）	同
同	（暗渠排水）	同 26.11.21
更 南	畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（農業用道路）	同 23.12.20
同	（区画整理、暗渠排水）	同 26.12.10
同	（土層改良）	同 27. 2.20
同	（農業用排水施設）	同 27.12.18
士幌北部	暗渠排水	同 26.12.12
同	客土	同 26.12.19
同	除礫	同 27.12. 9

北海道告示第582号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 落札を決定した日
平成28年9月12日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社
(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号
- 落札金額
130,680,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成28年8月2日付け北海道告示第508号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- (1) 指定施業要件の変更に係る保 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
七飯町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。）

安林の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 土佐東浜線	北見市常呂町字常呂159番4地先から 同市常呂町字常呂39番1地先まで	平成28.10. 1 午後3時

北海道告示第585号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
右股沢川（Ⅰ－11－0550）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市長橋1丁目及び5丁目、旭町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

長橋川（Ⅱ－11－0560）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
小樽市長橋1丁目及び5丁目、旭町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第586号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽オタモイ1丁目7（Ⅱ－1－235－2357）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市オタモイ1丁目（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第587号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成28年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(9)南茅部海岸の南茅部町の項中「南茅部

町」を「函館市」に改め、同項５の事項を次のように改める。

５ 次の基点１から基点125までの各点を順次に結ぶ線、基点１と補点Ａとを結ぶ線、補点Ａから補点Ｆまでの各点を順次に結ぶ線及び基点125と補点Ｆとを結ぶ線によって囲まれた区域

基点１ ２級基準点H20-2-1（座標値X=-232623.923、Y=61132.792）から方向角287度28分45秒の方向59.718メートルの地点
基点２ 基点１から方向角108度31分49秒の方向50.112メートルの地点
基点３ 基点２から方向角204度01分03秒の方向1.056メートルの地点
基点４ 基点３から方向角108度40分39秒の方向2.838メートルの地点
基点５ 基点４から方向角107度31分11秒の方向4.910メートルの地点
基点６ 基点５から方向角107度31分01秒の方向7.678メートルの地点
基点７ 基点６から方向角107度31分23秒の方向7.808メートルの地点
基点８ 基点７から方向角８度49分33秒の方向0.710メートルの地点
基点９ 基点８から方向角27度00分58秒の方向2.386メートルの地点
基点10 基点９から方向角79度23分17秒の方向0.451メートルの地点
基点11 基点10から方向角107度54分14秒の方向1.330メートルの地点
基点12 基点11から方向角197度57分06秒の方向0.337メートルの地点
基点13 基点12から方向角108度43分11秒の方向0.446メートルの地点
基点14 基点13から方向角196度01分21秒の方向1.225メートルの地点
基点15 基点14から方向角182度28分41秒の方向0.856メートルの地点
基点16 基点15から方向角112度59分25秒の方向1.011メートルの地点
基点17 基点16から方向角108度15分30秒の方向20.817メートルの地点
基点18 基点17から方向角108度15分23秒の方向19.999メートルの地点
基点19 基点18から方向角107度03分49秒の方向22.332メートルの地点
基点20 基点19から方向角107度03分43秒の方向22.000メートルの地点
基点21 基点20から方向角102度06分14秒の方向17.817メートルの地点
基点22 基点21から方向角98度58分35秒の方向13.376メートルの地点
基点23 基点22から方向角97度39分56秒の方向12.002メートルの地点
基点24 基点23から方向角97度04分41秒の方向19.956メートルの地点
基点25 基点24から方向角98度51分06秒の方向17.416メートルの地点
基点26 基点25から方向角101度00分47秒の方向12.108メートルの地点
基点27 基点26から方向角98度19分13秒の方向13.724メートルの地点
基点28 基点27から方向角21度56分01秒の方向0.886メートルの地点
基点29 基点28から方向角108度44分56秒の方向1.269メートルの地点
基点30 基点29から方向角197度07分11秒の方向0.248メートルの地点

基点31 基点30から方向角150度36分06秒の方向0.923メートルの地点
基点32 基点31から方向角108度09分31秒の方向32.970メートルの地点
基点33 基点32から方向角110度49分40秒の方向39.850メートルの地点
基点34 基点33から方向角110度49分40秒の方向37.999メートルの地点
基点35 基点34から方向角113度16分24秒の方向3.622メートルの地点
基点36 基点35から方向角111度55分09秒の方向23.196メートルの地点
基点37 基点36から方向角111度55分15秒の方向22.999メートルの地点
基点38 基点37から方向角23度25分51秒の方向1.620メートルの地点
基点39 基点38から方向角112度06分34秒の方向1.105メートルの地点
基点40 基点39から方向角159度47分45秒の方向2.192メートルの地点
基点41 基点40から方向角112度08分31秒の方向14.282メートルの地点
基点42 基点41から方向角114度37分02秒の方向23.394メートルの地点
基点43 基点42から方向角120度03分19秒の方向29.479メートルの地点
基点44 基点43から方向角123度01分43秒の方向22.394メートルの地点
基点45 基点44から方向角122度28分27秒の方向5.751メートルの地点
基点46 基点45から方向角122度44分32秒の方向32.679メートルの地点
基点47 基点46から方向角120度48分51秒の方向7.424メートルの地点
基点48 基点47から方向角121度54分33秒の方向0.821メートルの地点
基点49 基点48から方向角125度20分15秒の方向4.525メートルの地点
基点50 基点49から方向角122度44分50秒の方向24.946メートルの地点
基点51 基点50から方向角122度45分15秒の方向27.287メートルの地点
基点52 基点51から方向角122度40分40秒の方向6.044メートルの地点
基点53 基点52から方向角123度18分19秒の方向10.570メートルの地点
基点54 基点53から方向角124度24分54秒の方向11.529メートルの地点
基点55 基点54から方向角90度59分24秒の方向2.720メートルの地点
基点56 基点55から方向角121度56分14秒の方向0.979メートルの地点
基点57 基点56から方向角160度59分34秒の方向2.754メートルの地点
基点58 基点57から方向角127度49分26秒の方向18.068メートルの地点
基点59 基点58から方向角130度38分54秒の方向16.960メートルの地点
基点60 基点59から方向角132度24分41秒の方向12.885メートルの地点
基点61 基点60から方向角135度13分27秒の方向15.913メートルの地点
基点62 基点61から方向角137度08分47秒の方向13.990メートルの地点
基点63 基点62から方向角139度20分05秒の方向10.104メートルの地点
基点64 基点63から方向角83度41分12秒の方向2.346メートルの地点
基点65 基点64から方向角139度40分05秒の方向3.137メートルの地点

基点66 基点65から方向角185度38分17秒の方向2.596メートルの地点
 基点67 基点66から方向角141度38分29秒の方向11.916メートルの地点
 基点68 基点67から方向角136度58分43秒の方向7.783メートルの地点
 基点69 基点68から方向角139度13分38秒の方向22.937メートルの地点
 基点70 基点69から方向角147度58分30秒の方向40.598メートルの地点
 基点71 基点70から方向角149度22分53秒の方向1.708メートルの地点
 基点72 基点71から方向角153度23分54秒の方向7.012メートルの地点
 基点73 基点72から方向角151度42分07秒の方向23.497メートルの地点
 基点74 基点73から方向角144度13分48秒の方向20.151メートルの地点
 基点75 基点74から方向角134度07分01秒の方向20.140メートルの地点
 基点76 基点75から方向角124度01分51秒の方向20.138メートルの地点
 基点77 基点76から方向角117度15分51秒の方向20.452メートルの地点
 基点78 基点77から方向角109度41分01秒の方向42.363メートルの地点
 基点79 基点78から方向角109度42分00秒の方向17.031メートルの地点
 基点80 基点79から方向角103度40分08秒の方向1.286メートルの地点
 基点81 基点80から方向角108度58分28秒の方向9.067メートルの地点
 基点82 基点81から方向角105度27分50秒の方向1.830メートルの地点
 基点83 基点82から方向角16度35分35秒の方向0.207メートルの地点
 基点84 基点83から方向角109度37分53秒の方向1.030メートルの地点
 基点85 基点84から方向角193度29分45秒の方向0.180メートルの地点
 基点86 基点85から方向角112度28分42秒の方向1.839メートルの地点
 基点87 基点86から方向角108度57分27秒の方向22.400メートルの地点
 基点88 基点87から方向角199度37分20秒の方向0.610メートルの地点
 基点89 基点88から方向角109度42分10秒の方向12.576メートルの地点
 基点90 基点89から方向角109度40分18秒の方向13.041メートルの地点
 基点91 基点90から方向角22度13分21秒の方向0.910メートルの地点
 基点92 基点91から方向角109度18分39秒の方向6.474メートルの地点
 基点93 基点92から方向角111度53分30秒の方向8.497メートルの地点
 基点94 基点93から方向角111度51分07秒の方向10.929メートルの地点
 基点95 基点94から方向角112度47分21秒の方向11.871メートルの地点
 基点96 基点95から方向角112度18分40秒の方向10.249メートルの地点
 基点97 基点96から方向角112度25分43秒の方向16.491メートルの地点
 基点98 基点97から方向角109度40分32秒の方向22.433メートルの地点
 基点99 基点98から方向角110度06分43秒の方向62.829メートルの地点
 基点100 基点99から方向角109度38分53秒の方向40.325メートルの地点

基点101 基点100から方向角23度51分59秒の方向0.484メートルの地点
 基点102 基点101から方向角110度06分35秒の方向1.277メートルの地点
 基点103 基点102から方向角198度48分07秒の方向0.593メートルの地点
 基点104 基点103から方向角109度57分04秒の方向4.912メートルの地点
 基点105 基点104から方向角203度03分46秒の方向1.164メートルの地点
 基点106 基点105から方向角109度55分22秒の方向2.436メートルの地点
 基点107 基点106から方向角21度58分31秒の方向1.162メートルの地点
 基点108 基点107から方向角109度56分34秒の方向21.212メートルの地点
 基点109 基点108から方向角110度05分25秒の方向14.035メートルの地点
 基点110 基点109から方向角110度42分01秒の方向12.408メートルの地点
 基点111 基点110から方向角111度03分49秒の方向7.254メートルの地点
 基点112 基点111から方向角111度23分23秒の方向10.024メートルの地点
 基点113 基点112から方向角111度58分07秒の方向14.833メートルの地点
 基点114 基点113から方向角113度33分01秒の方向28.459メートルの地点
 基点115 基点114から方向角111度54分26秒の方向9.054メートルの地点
 基点116 基点115から方向角195度26分26秒の方向1.029メートルの地点
 基点117 基点116から方向角112度58分38秒の方向9.068メートルの地点
 基点118 基点117から方向角15度27分37秒の方向1.200メートルの地点
 基点119 基点118から方向角111度54分16秒の方向10.848メートルの地点
 基点120 基点119から方向角106度02分36秒の方向8.525メートルの地点
 基点121 基点120から方向角114度06分37秒の方向6.923メートルの地点
 基点122 基点121から方向角135度11分37秒の方向4.398メートルの地点
 基点123 基点122から方向角112度04分15秒の方向21.687メートルの地点
 基点124 基点123から方向角110度40分49秒の方向32.853メートルの地点
 基点125 基点124から方向角109度58分03秒の方向6.882メートルの地点
 補点A 基点1から方向角22度00分00秒の方向224.360メートルの地点
 補点B 基点39から方向角22度16分15秒の方向213.251メートルの地点
 補点C 基点59から方向角33度55分39秒の方向229.684メートルの地点
 補点D 基点78から方向角31度37分30秒の方向143.841メートルの地点
 補点E 基点121から方向角21度05分38秒の方向148.405メートルの地点
 補点F 基点125から方向角35度00分00秒の方向198.220メートルの地点

1 渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の(9)南茅部海岸の南茅部町の項海岸保全区域の欄中13の事項を14の事項とし、6の事項から12の事項までを1項ずつ繰り下げ、5の事項の次に次の1事項を加える。

6 次の基点1から基点5までの各点を順次に結ぶ線、基点1と補点Aとを結ぶ線、補点A

と補点Bを結ぶ線及び基点5と補点Bとを結ぶ線によって囲まれた区域 基点1 3級基準点H22-1-3-3(座標値X=-232149.472、Y=60280.543)から方向角157度49分55秒の方向53.233メートルの地点 基点2 基点1から方向角212度30分02秒の方向7.482メートルの地点 基点3 基点2から方向角123度16分05秒の方向10.847メートルの地点 基点4 基点3から方向角123度13分21秒の方向49.990メートルの地点 基点5 基点4から方向角123度14分05秒の方向12.945メートルの地点 補点A 基点1から方向角0度00分00秒の方向118.848メートルの地点 基点B 基点5から方向角36度00分00秒の方向90.955メートルの地点	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年7月19日付け北海道空知総合振興局告示第20号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道告示第588号 昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。 平成28年9月30日 北海道知事 高橋 はるみ 2 売りさばき人の項株式会社ダイコクの事項を削り、同項株式会社水野商店の事項の次に次の1事項を加える。 一般社団法人帯広物産協会 平成28.10.1 J R帯広駅東館2階とかち物産センター	北海道空知総合振興局告示第25号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年9月30日 北海道空知総合振興局長 金田 幸一 1 落札に係る物品等の名称(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)及び数量 (1) 複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。) 一式 (2) 調達台数及び調達予定枚数 1台及び1月当たり31,172枚 2 落札を決定した日 平成28年8月31日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社大和商会 (2) 住所 岩見沢市6条東3丁目1-1
総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第24号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年9月30日 北海道空知総合振興局長 金田 幸一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 北海道土木工事設計積算システム端末機器の賃貸借(39台分) 一式(1月当たりの単価) 2 落札を決定した日 平成28年9月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社HBA (2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額 142,992円	4 落札金額 (1) 1台1月当たりの単価 500円 (2) 1枚当たりの単価 0.58円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年7月8日付け北海道空知総合振興局告示第19号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道空知総合振興局総務課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

1(1) 落札に係る物品等の名称及び数量

ア ロータリ除雪車（2.2m／2,300 t）1 台及びロータリ除雪車（2.6m／3,400 t）1 台
（ロータリ除雪車（400PS級）1 台と交換）

イ ロータリ除雪車（1.5m／800 t）1 台

(2) 落札を決定した日

平成28年 7 月28日

(3) 落札者の氏名及び住所

ア 氏 名 ナラサキ産業株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北一条西 7 丁目 1 番地

(4) 落札金額

ア 64,422,000円

イ 20,450,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成28年 6 月17日付け北海道釧路総合振興局告示第 2 号

2(1) 随意契約に係る物品の名称及び数量

除雪ドーザ（13 t 級車輪式） 1 台

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成28年 7 月28日

(3) 随意契約の相手方の住所及び氏名

ア 氏 名 北海道運搬機株式会社

イ 住 所 札幌市西区発寒16条13丁目 7 番11号

(4) 随意契約に係る契約金額

20,280,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 釧路市双葉町 6 番10号

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁十勝教育局告示第42号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定し、及び随意契約の相手方を決定した。

平成28年 9 月30日

北海道教育庁十勝教育局長 竹 林 亨

1(1) 落札に係る物品等の名称（1 リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A 重油その 1 67,000リットル

イ A 重油その 2 36,000リットル

ウ A 重油その 3 46,000リットル

エ A 重油その 4 49,000リットル

オ A 重油その 5 58,000リットル

カ A 重油その 6 18,000リットル

キ A 重油その 8 27,000リットル

ク A 重油その 9 59,000リットル

ケ A 重油その10 27,000リットル

コ A 重油その11 24,000リットル

サ A 重油その12 26,000リットル

シ A 重油その13 26,000リットル

ス A 重油その14 27,000リットル

セ A 重油その15 44,000リットル

ソ A 重油その16 29,000リットル

タ 灯油その 1 23,000リットル

チ 灯油その 2 27,000リットル

ツ 灯油その 3 11,000リットル

テ 灯油その 4 14,000リットル

ト 灯油その 5 29,000リットル

ナ 灯油その 6 8,000リットル

ニ 灯油その 7 8,000リットル

ヌ 灯油その 8 8,000リットル

ネ 灯油その 9 32,000リットル

ノ 灯油その10 12,000リットル

ハ 灯油その11 10,000リットル

ヒ 灯油その12 9,000リットル

フ 灯油その13 7,000リットル

ヘ 灯油その14 18,000リットル

ホ 灯油その15 12,000リットル

マ 灯油その16 8,000リットル
ミ 灯油その17 7,000リットル
(2) 落札を決定した日
平成28年9月16日
(3) 落札者の氏名及び住所
ア 1の(1)のア、エ、キ、コ、ス、タ及びチ
(ア) 氏 名 三洋興熱株式会社
(イ) 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地
イ 1の(1)のイ、ウ、オ、ケ、シ及びナ
(ア) 氏 名 栗林石油株式会社
(イ) 住 所 室蘭市入江町1番地19
ウ 1の(1)のカ、ニ、ハ及びヒ
(ア) 氏 名 株式会社オカモト
(イ) 住 所 帯広市入江町1番地19
エ 1の(1)のク及びネ
(ア) 氏 名 十勝清水石油株式会社
(イ) 住 所 清水町南4条10丁目4番地
オ 1の(1)のサ
(ア) 氏 名 日勝シェル石油株式会社
(イ) 住 所 広尾町本通4丁目2番地
カ 1の(1)のセ及びソ
(ア) 氏 名 株式会社JAサービス帯広かわにし
(イ) 住 所 帯広市川西町西2線61番地
キ 1の(1)のツ、テ及びノ
(ア) 氏 名 株式会社晃陽燃料
(イ) 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9
ク 1の(1)のト、フからホまで及びミ
(ア) 氏 名 YSヤマショウ株式会社
(イ) 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2
ケ 1の(1)のヌ
(ア) 氏 名 日晃産業株式会社
(イ) 住 所 新得町栄町2番地
コ 1の(1)のマ
(ア) 氏 名 有限会社足寄石油
(イ) 住 所 足寄町南1条4丁目13番地

(4) 落札金額
ア 36.30円
イ 36.70円
ウ 36.70円
エ 36.30円
オ 37.50円
カ 50円
キ 42.40円
ク 37.90円
ケ 37.50円
コ 47.40円
サ 55円
シ 36.70円
ス 37.70円
セ 37.80円
ソ 37.80円
タ 37.10円
チ 37.10円
ツ 37.50円
テ 38円
ト 38.60円
ナ 49円
ニ 54円
ヌ 55円
ネ 47円
ノ 37.80円
ハ 52円
ヒ 53円
フ 39.60円
ヘ 39.60円
ホ 40.80円
マ 57円
ミ 40.80円
(5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- (6) 一般競争入札の公告
平成28年7月22日付け北海道教育庁十勝教育局告示第39号
- 2(1) 随意契約に係る特定役務の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
A重油その7 15,000リットル
- (2) 随意契約の相手方を決定した日
平成28年9月16日
- (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社オカモト
イ 住 所 帯広市入江町1番地19
- (4) 随意契約に係る契約金額
46円
- (5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- (6) 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
-